

令和6年度における完成用部品指定申請について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

令和6年度における完成用部品指定申請について

- (1) 完成用部品指定申請における昨年度の議論
- (2) 完成用部品指定申請の対象となるもの
- (3) 未整理の課題における対応案

(1) 完成用部品指定申請における昨年度の議論

➤ 第63回 補装具評価検討会

- ◆ 完成用部品の定義について
- ◆ 完成用部品として収載されている既製品装具について
- ◆ 完成用部品指定審査における課題の整理

➤ 第65回 補装具評価検討会

- ◆ 令和6年度に向けた完成用部品指定申請の対応方針



検討会での対応方針を受け、令和6年度は、完成用部品指定申請の対象となるものを明らかにした上で、完成用部品の定義に該当しないもの、告示の算定基準額を適用すべきもの等については完成用部品には該当しないことを事業者向けに周知することとしたい。

(2) 完成用部品指定申請に際しての周知(案)

完成用部品指定申請(継続申請を含む。)開始に際し、完成用部品の定義を申請要綱に明記するとともに、明らかに該当しないものについて、留意事項として周知することとしてはいかがか。

➤ 完成用部品の定義

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に定められた義肢・装具・座位保持装置をオーダーメイドにより製作・完成させるための部品とし、レディメイド装具を含めない。(第63回補装具評価検討会資料より)

➤ 留意事項

- 装具(レディメイド)として申請しているかにかかわらず、装具として完成しているものは完成用部品に該当しない。ただし、修理に必要な部品は除く。
- 告示に定める各付属品のうち、車椅子のクッション等、加工の必要がないもの、又は一般に市販されているものは完成用部品に該当しない。ただし、ただし、修理に必要な部品は除く。
- 採寸等により製作するいわゆる外注品(セントラルファブリケーションで製作するものを含む。)は完成用部品に該当しない。ただし、完成用部品と製作要素が一体となったもの(例. コスメチックグローブ)については、例外的に認める。
- 告示の上限価格により算定すべきものは完成用部品に該当しない。

(3) 未整理の課題における対応案

以下の課題については結論を得ていないので、引き続きデータ等を収集した上で、本検討会で議論することとし、令和6年度については個別に審査することとしてはいかがか。

- フィールドテストにおける1日の使用時間の規定
- 申請者がサプライヤーまたは補装具事業者であった場合の価格算定規定
- 利益率の設定(利益率の設定に疑義のある申請については、検討会で議論を行う)